

ホームページ公開

平成27年4月23日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・平成27年4月23日（木） 午後1時22分 ～ 午後4時5分
- ・教育委員会室

2 出席者

教育長 松川 禮子	事務局職員	
委員 稲本 正	副教育長	尾形 哲也
委員 土屋 嶮	教育次長	南谷 清司
委員 月村 時子	義務教育総括監	水川 和彦
委員 野原 正美	総合教育センター長兼教育研修課長	丹羽 俊文
(森口祐子委員は欠席)	教育総務課長	西垣 功朗
	教育総務課教育主管	折戸 敏仁
	教育財務課長	松原 正隆
	教職員課長	高木 俊明
	教職員課福利厚生室長	森部 圭一
	学校安全課長	服部 和也
	学校支援課長	吉田 梓
	学校支援課教育主管	古賀 英一
	学校支援課教育主管	小栗 英幸
	特別支援教育課長	出口 和宏
	社会教育文化課長	土井 信之
	体育健康課長	高橋 幸平

3 議事日程等

報第1号から報第3号まで、議第1号、議第2号及びその他（1）について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成27年3月16日開催の臨時教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 () 書きは事務局発言
報第1号 職員の表彰について（非公開案件）	
	退職教職員（4名）を表彰することについて諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。
報第2号 職員の表彰について（非公開案件）	
	退職教職員（1名）を表彰することについて諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。
報第3号 「懲戒処分の指針」の改正について（非公開案件）	
	「懲戒処分の指針」の改正について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。
報第4号 岐阜県教育委員会子育て支援行動計画について	
教育総務課長	<p>岐阜県教育委員会子育て支援行動計画を改訂するものであり、知事部局と歩調を合わせて作業を進めてきた。また、切れ目なくこの4月から適用する必要があるということで専決として処理させていただいたので、今回報告し、承認を求めるものである。</p> <p>次世代育成支援対策推進法に基づき、地方公共団体行動計画の策定、事業主行動計画の策定・届出を行う必要がある。従って、県は地方公共団体としての計画と事業主としての計画の2つの顔があり、今回定めるのは後者である。教育委員会は事業主が知事ではないので、独立して定めるものであるが、内容は知事部局と連携して歩調を合わせて作成した。教育委員会事務局、県立学校、その他の教育機関に勤務する職員を対象とするものであり、計画の期間は、法律では平成27年度から平成36年度までの10年間であるが、本計画はその前半の5年間としている。本計画は3回目の改訂であり、これまでの計画の進捗状況も記載している。女性の育児休業取得率100%は達成しているが、配偶者の出産の特別休暇取得率、育児参加の特別休暇取得率は目標に到達していない。また、社会的にも課題になっている男性の育児休業取得率は10%の目標を定めたが、実際には0.8%で1名の取得にとどまった。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本計画における4つの重点項目を定めた。まず、1点目に、県が策定する「第3次岐阜県少子化対策基本計画」に「結婚したい人が結婚できる岐阜県づくり」という項目が新たに追加されたことを受け、「教職員の結婚支援」を新たに追加した。2点目に、女性の活躍という社会の流れの中で、女性管理職登用という視点も新たに打ち出していきたいと考えている。3点目に、目標の未達成の状況も踏まえ、男性の育児参加がまだまだ進んでいないが、一足飛びに育児休業というのも難しいだろうということで、段階的な育児休業の取得を促進するとともに、管理職・職場全体の意識改革を推進していくことを明記している。4点目として、県で準備している制度の周知を図る、育児休業の代替職員を配置するといったことを通して、育児休業を取りやすい環境づくりをしていく。</p> <p>それを具現化するために計画の体系として3つの柱を立て、具体的な取組を記載している。例えば、子育て支援制度周知のための職場内研修は100%実施することを記載している。また、課題である男性の育児参加について、まず、5日以内の短期の育児休業取得率の目標を70%とし、それ以外の育児休業取得率は前回の旗を降ろさず、10%を目標とすることとしている。さらに、育児休業職員の代替職員の配置率を100%とすることを記載している。男性の育児休業の取得促進として、仕事への影響という不安感が壁となっていることから、短期の育児休業から取得を進め、段階的に促進していくとともに、男性の育児休業取得があたりまえの雰囲気を作ることを記載している。最後</p>

ホームページ公開

	に、女性の活躍推進ということで、女性管理職の登用推進の目標値として2020年4月1日の女性管理職の割合を20%とした。これは、知事部局と同様の数値目標であり、そのための対策も講じている。ご審議の程よろしく願います。
稲本委員	女性管理職を増やすことについては、別の計画や委員会はあるのか。子育て支援のためだけに女性管理職を増やすわけではないと思うが。
教育総務課長	特に委員会等は設けていない。ご指摘のとおり、イコールではないが、女性の場合、結婚・出産・育児・介護といったライフイベントの中で、一定程度家庭生活の方に力点を置き、仕事に制約が出てくることもある。そういった部分を男女共同参画社会の実現ということで、ともにシェアし、男性も一定の役割を果たしていく中で、結果的に女性がキャリアアップを実現できる社会を目指していきたいということである。そのベースの部分の本計画ととらえ、その一つのアウトプットとして女性管理職の登用があると考えている。現在、教育委員会の女性管理職の割合は13.7%である。これを2割まで引き上げるとなると、いろいろな対策を講じないと実現は難しい。本計画でこれを実現していきたいということである。
野原委員	改訂にあたり、現場で働く先生方からどのような形で声を吸い上げたのかをお聞きしたい。
教育総務課長	計画改訂のために委員会等を設けたということはないが、日々所属長として職員と接する中、また、定期的に面談する中で、さまざまな生の声を聞く機会がある。また、私自身も女性登用の研修に参加し、若手女性職員の本音を聞く機会があった。そういった声を集約していくと、まだ制度が周知されていないとか、仕事がまわっていないのではないかとといった心理的な負担は共通して聞かれる意見である。そういった意見は計画に反映したところである。
野原委員	意見を計画に反映した箇所を具体的に教えていただきたい。
教育総務課長	例えば、制度が周知されていないという意見を受け、子育て支援制度周知のための職場内研修の実施率を100%とする数値目標を設定した。
教育長	報第4号につき、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により承認する。
議第1号 岐阜県いじめ防止等対策審議会委員の任免について（非公開案件）	
岐阜県いじめ防止等対策審議会の委員の任命について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第2号 平成27年度岐阜県教科用図書選定審議会委員の任命について（非公開案件）	
平成27年度岐阜県教科用図書選定審議会の委員の任命について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第3号 平成28年度使用教科用図書の採択について	

ホームページ公開

<p>学校支援 課 長</p>	<p>まず、平成28年度使用小中学校用教科用図書の採択に関連し、教科用図書選定審議会に諮問する採択基準案についてお諮りする。昨年度からの大きな変更点は2点ある。今回の変更は、4月7日付けの文部科学省初等中等教育局長通知によるものである。変更点の1点目は、「採択に係る基本的な考え方」について、昨年度まで関係法令の引用がなかったものを新たに記載するとともに、採択権者が教科書に関する情報の積極的な公表に努めること、市町村教育委員会会議の議事録の作成及び公表に努めることを具体的に記載した。変更点の2点目は、公立小中学校の教科書採択において、採択権を持つ市町村教育委員会が1、2社程度の中から教科書を選ぶ悪習が行われているという新聞報道があったことを踏まえたものである。背景として、平成26年11月に文部科学省が行った「教科書採択の情報調査」によると、岐阜県内のすべての市町村がすべての教科書から採択・選定するとしているが、他県においては、首位の教科書または上位の教科書の中から選定していると回答している実態があった。このような状況を受け、4月7日付け文部科学省通知において、採択権者の責任が不明確になるような取扱いほしくないようにとの内容が新たに示された。岐阜県においては、このような事例はないが、限定された教科書の中から採択・選定されたと誤って受け取られるような状況が生じないよう業務を進めていくことが大切であると考えている。この趣旨から、調査員等が作成する資料は十分に審議を行うことが必要であること、必ず首位または上位の教科書から採択・選定することのないよう留意する等、採択権者の責任が不明確にならないようにという項目を新たに追加した。県立高等学校及び県立特別支援学校の採択方針案については、昨年度からの変更はない。</p> <p>参考資料について説明する。まず、義務教育諸学校の教科書の採択については、専門性を有し公平公正に教科書の調査研究を行うことができる調査員の研究に基づき、採択地区協議会で教科書を選定し、市町村教育委員会が採択するという仕組みになっている。次に、県立学校の教科書の採択については、教育委員会が各学校に採択方針を通知し、学識経験者等を含む教科書選定委員会を構成し、教科書を選定し、教育委員会に報告する。教育委員会は、これを審査し採択する。なお、昨年度の規則改正により、今年度から県立学校の教科書の採択については、教育委員会の議決事項となっているので、よろしくお願ひしたい。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>主に昨年度との変更点について説明したが、今年度は中学校の教科書の採択替えの年であるのでご留意いただきたい。中学校の教科書については、毎年社会科等で議論があるところである。県立学校の教科書採択については、今年度から教育委員会の議決事項となった。具体的な方法については、次回以降詳しく説明させていただきたい。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>採択地区協議会が候補を挙げてきたものを教育委員会で議論するのか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>義務教育については、最終的な採択権者は市町村教育委員会である。県立学校については、県教育委員会が採択権者となるが、昨年度まではそれを教育長専決で行っていた。教育委員会制度が改正されたが、教科書採択や人事に関しては、教育の政治的中立の観点から取り扱うものとして、変わらず教育委員会の権限としている。特に県立学校の教科書採択については、今年度から教育長専決ではなく教育委員会の議決事項としたので、またご議論いただきたい。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議第3号につき、挙手により採決する。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>全員賛成により原案のとおり可決する。</p>
<p>議第4号 「平成28年度岐阜県立高等学校入学者選抜について」及び「平成28年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考の方針」について</p>	
<p>学校支援 課 長</p>	<p>平成28年度県立高等学校及び特別支援学校の入学者選抜（選考）の方針についてお諮りする。来年度は高等学校入学者選抜の方法が大きく変わってから4年目の年になる</p>

ホームページ公開

	<p>が、制度については変更しない方向で考えている。なお、選抜方法の変更による効果については、今後検証していきたい。入学者選抜の日程については、第一次選抜・連携型選抜ともに昨年度より1日早い日程で行いたいと考えている。</p> <p>昨年4月の定例教育委員会において、休日の出願について検討するようご意見をいただいた。これを受け、中学校に確認したところ、現状では、保護者からそのような要望は出ていないということであった。出願書類に関して保護者の確認を求める場合も放課後に行うなど、保護者の都合に合わせて柔軟な対応をとっているということである。出願期間及び変更期間はそれぞれ4日間であるが、これも保護者の要望を踏まえた期間として設定しており、学校支援課としては適切な日程であると考えている。</p>
野原委員	中学校の卒業式はいつか。
学校支援課 教育主管	入学者選抜の前に行く予定である。
稲本委員	(特別支援学校高等部入学者選考について) 昨年度より出願のスタートが5日程遅くなっているが、これは何か意図があるのか。
特別支援 教育課長	曜日の関係でそのような日程となったが、特に意図はない。
委員 長	議第4号につき、挙手により採決する。
委員 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
事務局報告	
<p>(1) 平成27年第1回岐阜県議会定例会における審議結果について</p> <p>(2) 平成27年第1回岐阜県議会定例会教育警察委員会の概要について</p>	
教育総務 課 長	<p>平成27年第1回岐阜県議会定例会は会期24日間で、教育委員会関係の議案としては予算関係2件、条例2件、その他4件の計8件、その他請願1件であった。一般質問では、6名の議員から多岐にわたる質疑があった。</p> <p>また、教育警察委員会では、今回、高等学校の授業料の督促処分について審査請求があり、3月12日に委員会に付託され、請求について棄却すべきものという決定をいただいた。3月16日の委員会では、先程の予算、条例、請願について付託され、いずれも可決または採択された。</p>
(3) 平成26年度における県教育行政への県民意見の反映状況(概要)について	
教育総務 課 長	<p>教育委員会では、県民の方々の意見を県教育行政に反映し、また、県の教育施策を県民の方々に広く周知広報するという2つの目的で教育モニター制度を運用している。任期1年、各市町村1名計42名に委嘱しており、県から教育情報を提供するほか、連絡会議を全体会と地区毎に3回開催しており、地区会議は学校訪問や学校祭に参加する形で開催している。そうした中で、昨年度モニターの方々から58件の意見をいただいた。その意見を平成27年度の施策に反映した例として、外国人生徒への日本語指導の充実や総合的な家庭教育の推進、学校安全のため学校安全課を立ち上げたことを記載している。</p>
(4) 県立学校における損害賠償事案について	

ホームページ公開

教職員課長	岐阜農林高校における損害賠償について、4月14日に専決処分したので報告する。平成26年12月8日午後2時15分頃、岐阜農林高校の実習補助専門職、大野孝彦氏、当時62歳が公務のため公用車を運転し、岐阜市前一色西町の県道を東進する際、当該車両が中央線を越え、県道に隣接する車庫及び倉庫に衝突し、車庫に駐車中の自動車を全損させ、隣接する水田に転落し、汚損させた。この被害者3者に対して、計175万6,320円の賠償金を支払うものである。過失の割合は当方が100%、相手方は0%である。賠償金は車庫の設置費、壁面補修費、車両の時価額、水田の土壌入れ替え費用である。大野氏は岐阜農林高校で栽培したシクラメン・ハボタンを岐阜青果市場へ出荷する途上であった。事故原因の調査については、運転手である大野氏が当該事故で死亡しているため、それにより事故終結と報告を受けている。
稲本委員	この程度の事故でなぜ死亡してしまったのか。交差点の近くなのでさほどスピードを出していると思えないが。
教職員課長	やや左へカーブするほぼ直線の道路であり、ブレーキ痕なしにまっすぐ突き進んで倉庫・車庫にぶつかり水田に落ちたということである。当日会った教員の話では、いつもになく無表情でひどく疲れている様子だったということであるが、原因は不明である。
稲本委員	保険は出ないのか。
教職員課長	車両は任意保険に入っており、保険で80万円保障され、実際に県が支払うのは保険の金額を差し引いた95万6,320円となる。
(5) 東濃特別支援学校と飛騨特別支援学校高山日赤分校の総合化について	
特別支援教育課長	子どもかがやきプランに基づき、来年度、東濃特別支援学校と飛騨特別支援学校高山日赤分校の総合化を行う。総合化とは、一つの特別支援学校または一つの地域で知的・肢体不自由・病弱の3つの障がい部門に該当する子どもに対応するという意味である。現状では、東濃特別支援学校は知的障がいのみを対象としているが、総合化により肢体不自由・病弱にも対応できるようにする。飛騨地域は、飛騨特別支援学校と高山日赤分校の2校での総合化を考えている。現状では、高山日赤分校は病弱・小学部・中学部しかないが、肢体不自由部門と病弱部門を設置するとともに、高等部を設置する予定である。来年度の教育相談が5月から始まるため、今回報告するものである。7月に正式に規則改正の議案を提出する予定である。
(6) 岐阜県における全国レベルの表彰について	
教育総務課長	3月分の全国レベルの表彰について、文化部門・スポーツ部門を掲載しているので、ご確認いただきたい。
(7) 平成27年度教育委員行事予定について	
教育総務課長	6月22日(月)は、午前中に岐山高校の理数科を視察していただく予定である。終日の開催となるが、よろしく願います。7月28日から8月1日にわたり、滋賀県で第39回全国高等学校総合文化祭が開催されるので、ご都合のつく方はご出席いただきたい。7月13、14日には全国都道府県教育委員会連合会総会が広島県で開催される。昨年度まで委員長にご出席いただいていたが、今年度から新教育委員会制度に移行し、規定によりそれぞれの教育委員会から委員に出席いただくということである。同様の会議が2月1、2日にも開催される予定であるので、また照会させていただく。

ホームページ公開

その他（１） 生徒の問題行動について（非公開案件）

生徒の問題行動について説明を行った。
本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

閉会

午後４時５分、閉会を宣言する。